

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 株式会社リコー

【英訳名】 RICOH COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 近藤 史朗

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 専務執行役員 三浦 善司

【本店の所在の場所】 東京都大田区中馬込一丁目3番6号

【縦覧に供する場所】 株式会社リコー大阪支店
(大阪市中央区谷町四丁目11番6号)

株式会社リコー名古屋支店
(名古屋市西区牛島町6番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長執行役員である近藤史朗及び最高財務責任者である取締役専務執行役員の三浦善司を含む経営者による監視と参加のもとで、当社では、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission（以下、「COSO」という））が公表した内部統制の統合的枠組みで確立された規準に基づき財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

当社の経営者は、米国証券取引法（1934年制定、その修正）の規則に規定される、適切な財務報告に係る内部統制を構築し維持する責任を有している。但し、固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予想は、状況の変化により統制が不適切となるリスク、又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクにさらされている。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、COSOにより公表された「内部統制の統合的枠組み」に規定された規準に基づき、2009年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価した。この経営者による評価には、当社の財務報告に係る内部統制の整備状況の評価と運用の有効性のテストが含まれる。当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制には、(1)資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ公正に反映した記録を維持し、(2)一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、及び、収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、並びに(3)財務諸表に影響を及ぼす可能性のある未承認の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれる。

また、当社の経営者は、2009年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性評価から、2008年10月31日に買収を完了したIKON Office Solutions, Inc.の財務報告に係る内部統制の有効性評価を除外している。2009年3月31日現在及び同日に終了した連結会計年度の連結財務諸表に含まれているIKON Office Solutions, Inc.の総資産及び売上高は、それぞれ319,651百万円及び141,941百万円である。

3 【評価結果に関する事項】

経営者は、COSOにより公表された基準に基づき、2009年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると結論付けた。

4 【付記事項】

当社の経営者は、米国証券取引法の要請に準拠して財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施した。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

我が国では、企業会計審議会の定めた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠することが求められるのに対して、当社はトレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した内部統制の統合的枠組みで確立された規準を使用した。

「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は評価の対象には含まれていない。

持分法適用関連会社の内部統制については、評価の対象には含まれていない。

当連結会計年度中に買収した企業の内部統制については、評価の対象には含まれていない。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。